

令和6年度子宮頸がん予防に係る動画等制作及び広報業務企画提案要領

1 業務名称

令和6年度子宮頸がん予防に係る動画等制作及び広報業務

2 業務の趣旨・目的

子宮頸がんは、年間約3,000人が亡くなっており、近年、若年女性の罹患が増加している。罹患の主な原因はHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染である。一方で、子宮頸がんは数あるがんのうち唯一予防接種で予防することが可能である。

しかし、日本のHPVワクチンの接種率は極めて低調であり、先進各国においても圧倒的に低位である。その背景には、過去の副反応報道による不安感の蔓延や、一時中止していた積極的勧奨が再開したにもかかわらず十分な情報が浸透していないこと等の要因があると考えられる。

そこで、無関心層へ正しい情報を届けるとともに、接種世代と親世代の不安を払拭することを目的に、動画等の制作及び広報を実施するものである。

3 業務内容

本業務において実施する内容は以下のとおり。なお、詳細は別紙「仕様書」のとおり。

- (1) 動画の制作
- (2) ロゴ及びキャッチコピーの制作
- (3) WEB等での広報
- (4) 更なる広報周知

4 予算額

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※応募に要する経費は含まないので、自己負担とします。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度、見積書の提出を依頼します。

※ただし、本公募型プロポーザルは、令和6年度群馬県一般会計予算が令和6年第1回定例県議会において原案どおりに成立することを前提とします。

※また、本公募型プロポーザルにおける優先交渉者決定は、令和6年4月1日の令和6年度予算発行時において効力を生ずるものとします。契約の締結は令和6年4月1日とします。

5 契約期間

令和6年4月1日（月）から令和6年10月31日（木）まで

6 応募資格

次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 破産手続開始決定を受け復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者
- (5) 群馬県の指名停止措置を受け、その期間が終了していない者
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（詳細は、「暴力団排除に関する誓約書」を参照）
- (7) 国税及び地方税等を滞納している者
- (8) 本委託業務を的確に遂行する体制・経営基盤・ノウハウ等を有していない者
- (9) 日本国内に、本社、本店又は活動拠点のいずれも置いていない法人（法人格の種類は問わない）

7 スケジュール

- (1) 募 集 開 始 … 令和6年2月22日（木）
- (2) 参 加 申 込 … 令和6年3月1日（金）17:00必着
- (3) 質 問 受 付 … 令和6年3月1日（金）17:00必着
- (4) 応 募 期 限 … 令和6年3月14日（木）15:00必着
- (5) 予 備 審 査 … 令和6年3月15日（金）
- (6) 予備審査結果通知 … 令和6年3月18日（月）
- (7) 本 審 査 … 令和6年3月21日（木）～28日（木）のいずれか
- (8) 本審査結果通知 … 本審査終了後速やかに通知

※予備審査は書面にて行い、最大3者が本審査（WEB開催）へ進めます。

※本審査の日程は、参加申込事業者に対し、別途連絡します。（3月上旬予定）

8 参加申込

本公募への参加を希望する事業者は、「参加申込書（様式1）」を電子メールにて提出してください。提出期限までに参加申込書の提出がない場合には、本公募に参加できません。

- (1) 提出期限：令和6年3月1日（金）17:00必着
- (2) 提 出 先：群馬県感染症・がん疾病対策課 感染症危機管理第一係 阿久澤
(送信先：akuzawa-a@pref.gunma.lg.jp)

※参加申込書を提出した際は、必ず電話でメールの受信確認をしてください。

(電話：027-226-2618)

9 質問受付

企画提案書の作成にあたり、疑義が生じた場合には、質問を受け付けます。

- (1) 受付期間：令和6年3月1日（金）17:00必着
- (2) 質問様式：質問書（様式2）

(3) 質問方法：電子メールによる。(送信先：akuzawa-a@pref.gunma.lg.jp)

※メールの件名を「【質問書送付】令和6年度子宮頸がん予防に係る動画等制作及び広報業務の質問事項」としてください。

※質問を提出した際は、必ず電話でメールの受信確認をしてください。(電話：027-226-2618)

(4) その他：受け付けた質問については、令和6年3月5日(火)までに、電子メールにて全事業者に対して回答するとともに、群馬県ホームページに公表します。

10 応募の手続

応募する場合には、次のとおり各書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア) 企画提案書表紙(様式3)

イ) 企画提案書本体(任意様式)

- ・本業務を実施するに当たってのポイントや事業者の優位性を示すこと。
- ・業務のスケジュールを示すこと。
- ・企画提案書はA4版を原則とし、両面印刷可となるようにすること。
- ・ページ数に制限はないが、概ね30ページ以内に収めること。

ウ) 業務実施体制表(様式4)

- ・企画提案者の体制及び本業務に携わる責任者、担当者、協力会社等の体制を示すこと。

エ) 業務実績一覧表(様式5)

- ・類似業務の主な実績を記載すること。

オ) 会社概要(パンフレット等任意様式)

カ) 費用見積書(任意様式)

- ・あて名は「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。

キ) 暴力団排除に関する誓約書(様式6)

ク) 課税(免税)事業者届出書(様式7)

ケ) 登記事項証明書(法人の場合のみ)

コ) 法人の場合は、直近の決算に係る財務諸表(令和4年度分)

個人の場合は、確定申告書等の写し(令和4年度分)

サ) 納税証明書

- ・国税：「その3の3」様式(法人税、消費税及び地方消費税)

<群馬県内に本社又は支店等がある場合>

- ・群馬県税：県税に滞納がないことの証明(完納証明・規則第45条の3様式)

群馬県税に課税実績がない場合は、課税実績がないことを証明する納税証明書を提出すること。

(2) 提出方法：電子メールで提出してください。送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

い。また、電子メールで提出できない場合に限り、郵送又は持参とし、あらかじめ、下記提出先に電話連絡してください。

(3) 提出先：群馬県感染症・がん疾病対策課 感染症危機管理第一係 阿久澤

(送信先：akuzawa-a@pref.gunma.lg.jp)

(電話：027-226-2618)

(所在地：群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁14階)

(4) 提出書類の取扱い

提出された応募書類及び電子データは返却しません。また、この公募型プロポーザルに関する事務以外での目的では使用しません。

提出された応募書類及び電子データは、審査の必要上、複製することがあります。

(5) その他注意事項

ア) 応募書類の作成・提出等に要する経費については、提出者の負担とします。

イ) 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。

ウ) 企画提案書は、1事業者につき3案まで提出できます。

エ) 企画提案書の著作権は、該当企画書提案者に帰属します。ただし、応募するロゴ・キャッチコピーについては、応募者自身が制作したオリジナルデザインであり、第三者の著作や商標その他の権利を侵害しない、他自治体の募集等にこれまでに応募していないものに限り、万が一、提案内容に特許権など第三者の権利の対象となっているものが含まれていた場合、当デザインの使用によって生じた責任はすべて応募者が負うこととします。

オ) 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。

カ) 提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨を書面（任意様式）にて提出願います。

キ) 各種手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限り、(提案の一部に外国語による表現を用いることは可能です。)

11 審査

審査は、令和6年度子宮頸がん予防に係る動画等制作及び広報業務委託事業者選定委員会において行います。提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーションによる審査・採点を実施し、得点数や委員の意見をもとに、審査委員長が優先交渉者を決定します。

なお、応募者が4者以上の場合には、予備審査（書類選考）を実施します。予備審査を通過した応募者のみ、本審査へ進むことができます。

(1) 審査日程

ア) 予備審査 令和6年3月15日（金）

イ) 本審査 令和6年3月21日（木）～28日（木）のいずれか1日

※時間は別途メールでお知らせします。

(2) 審査基準

審査は、以下の項目に基づいて行います。

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| ア) 提案内容 | イ) 業務への理解 | ウ) 創意工夫 |
| エ) 実績・経験 | オ) スケジュール | カ) 費用 |

(3) 審査方法

「(2) 選定基準」に基づき、提出書面及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、各審査委員が採点を実施します。各審査委員の獲得点数や意見をもとに、審査委員長が受託する優先交渉者を決定します。

(4) 審査結果

審査終了後、本審査参加者全員に審査結果を電子メールにより通知します。ただし、採点については、お知らせしません。

12 契約

審査により選定された者を事業受託の優先交渉者とします。ただし、提出された企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課との交渉で決定します。

交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。

委託により作成された成果品の全ての権利は、群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課に帰属します。

13 その他

本要領に定めのない事項又は本要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課が定めるものとします。

なお、令和6年度組織改正に伴い、優先交渉者決定までの事務を感染症・がん疾病対策課が行い、契約締結以降の事務を感染症・疾病対策課が行います。